有料老人ホーム変更届提出書類一覧

松原市福祉部福祉指導課

■届出について

- 届出事項に変更が生じた場合は 1 カ月以内に「有料老人ホーム事業変更届出書(様式第20号(第6条関係))」と必要書類を提出してください。
- ・原則郵送により提出してください。(郵送による提出で控えが必要な場合は、返信用の封筒に切手を貼って返送先住所・宛名を明記したものを同封してください。)
- ・施設建物の構造・設備・構造区画の変更や、料金の変更等<u>入居者に直接影響が生する変更等については、</u> 必ず変更届出書を提出する前に電話により事前協議を行ってください。

※問合せ先 松原市福祉部福祉指導課 電話072-349-3206

- ■提出書類及び届出方法(以下のとおり)
 - 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
 - 送付先

〒580-8501

松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部福祉指導課 「有料老人ホーム変更届在中」

変更事項	事前協議	提出書類
設置者(申請者)の名称	不要	• 有料老人亦一厶変更届出書(様式第20号)
※事業譲渡等により設置者が変わる場合		・法人登記簿謄本(写し)
は別途ご相談ください。		• 入居契約書
		• 重要事項説明書
		• 有料老人亦一厶情報開示事項一覧
設置者(申請者)の所在地	不要	• 有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)
		・法人登記簿謄本(写し)
		• 入居契約書
		• 重要事項説明書
		• 有料老人亦一厶情報開示事項一覧
施設の名称	不要	• 有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)
		• 理由書(任意様式)
		・入居契約書
		• 重要事項説明書
		• 有料老人ホーム情報開示事項一覧

変更事項	事前協議	提出書類
施設の所在地(住居表示の変更) ※事業所の移転は別途協議要 法人代表者の変更	不要	 ・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号) ・住居表示がわかるもの(市町村からの通知等) ・入居契約書 ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)
※住所の変更は届出不要		・法人登記簿謄本(写し)・新代表者の経歴書・重要事項説明書
法人役員の変更 ※役員の住所の変更は届出不要	不要	・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)・法人登記簿謄本(写し)
施設の管理者(施設長)の氏名又は 住所	不要	・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)・新管理者の経歴書・重要事項説明書
施設の構造、設備、専用区画、用途変更等	必要	 ・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号) ・変更前図面(既に提出している場合は省略可) ・変更後図面 ・入居契約書 ※内容に変更がある場合のみ必要 ・重要事項説明書
入居定員及び居室数	必要	 ・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号) ・入居契約書 ※内容に変更がある場合のみ必要 ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・理由書(任意様式)
入居一時金、月額利用料等費用	必要	 ・有料老人ホーム変更届出書(様式第20号) ・入居契約書 ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・管理規程(管理規程に記載がある場合のみ)

変更事項	事前協議	提出書類	
施設サービスの内容	必要	有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)	
		(• 入居契約書	
		• 重要事項説明書	
		• 有料老人亦一厶情報開示事項一覧	
		※内容に変更がある場合のみ必要	
		・管理規程(管理規程に記載がある場合のみ)	
		・業務の一部を委託する場合は、委託契約書	
併設施設の状況等	不要	• 有料老人亦一厶変更届出書(様式第20号)	
		・変更前図面(既に提出している場合は省略可)	
		• 変更後図面	
		• 入居契約書	
		• 重要事項説明書	
		※内容に変更がある場合のみ必要	
入居契約書	※入居者	• 有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)	
	への影響	• 入居契約書	
	が生じる	• 重要事項説明書	
	場合は必	• 有料老人亦一厶情報開示事項一覧	
	要	・※内容に変更がある場合のみ必要	
重要事項説明書	※入居者	• 有料老人亦一厶変更届出書(様式第20号)	
	への影響	• 重要事項説明書	
	が生じる	• 入居契約書	
	場合は必	• 有料老人亦一厶情報開示事項一覧	
	要	※内容に変更がある場合のみ必要	
管理規程	※入居者	• 有料老人ホーム変更届出書(様式第20号)	
	への影響	• 管理規定	
	が生じる	• 入居契約書	
	場合は必	• 有料老人ホーム情報開示事項一覧	
	要	• 重要事項説明書	
		※内容に変更がある場合のみ必要	
上記以外の変更	別途ご相談	 ください。	